

# 第1章 災害復旧対策

## 第1節 復旧事業の推進

|      |        |
|------|--------|
| 関係機関 | 各課・室共通 |
|------|--------|

市は、住民の意向を尊重し、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

### 第1 被害の調査

市は、被害を受けた機関とともに、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項の調査を実施し、府に報告する。

### 第2 公共施設等の復旧

#### 1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

#### 2 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

### 第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるよう、府に要請する。

### 第4 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の財政援助
- 3 中小企業に関する特別の財政援助
- 4 その他の財政援助及び助成

### 第5 特定大規模災害

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。